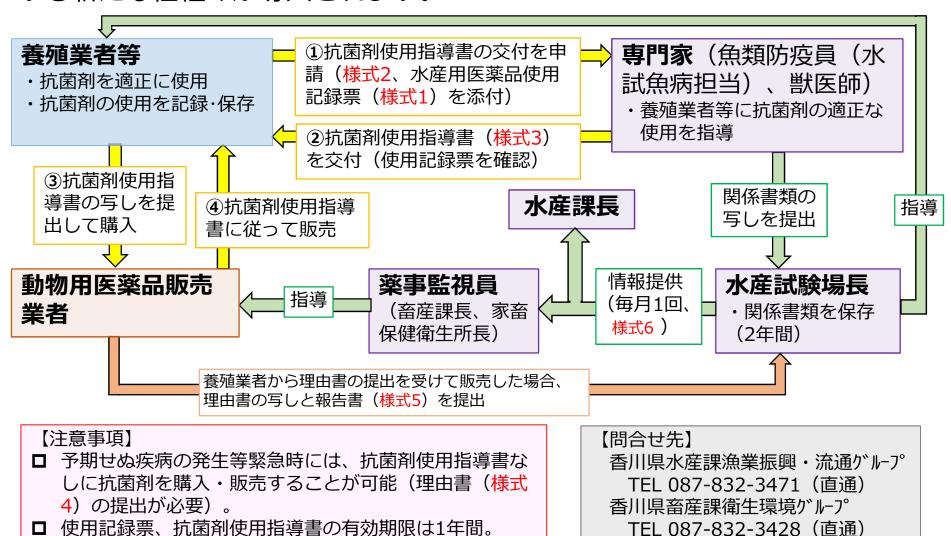
## 水産用抗菌剤の取扱いについて

平成29年7月 香川県水産課・畜産課

平成30年1月から、養殖業者等が抗菌剤を購入する際には、専門家(魚類防疫員、獣医師)が交付する書面(抗菌剤使用指導書)の提出を必要とする新たな仕組みが導入されます。



## 抗菌剤使用指導書の交付は、 香川県水産試験場長又は 獣医師に申請してください。

【香川県水産試験場】

〒761-0111

香川県高松市屋島東町75-5

TEL 087-843-6511(代表)

FAX 087-841-8133

E-mail suisansiken@pref.kagawa.lg.jp

問合せ先:魚病担当